

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 5 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市馬場町674番地1 田中 椋	草津市岡本町字葭シ谷644番2	362.85㎡	R6.5.20	1752

（令和 6 年 5 月 2 0 日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 5 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町780番地3 山本 信高、山本 加奈子	草津市青地町字堤戸800番1	344.80㎡	R6.5.21	1753

（令和 6 年 5 月 2 1 日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 5 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢倉一丁目2番12-106号 Le ciel I 廣田 弘輔	草津市山寺町字谷田441番3	190.01㎡	R6.5.21	1754

（令和 6 年 5 月 2 1 日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 5 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大萱三丁目12番34-102号 大橋 祐一	草津市下物町字庄谷199番3 外 1筆	335.41㎡	R6.5.27	1755

（令和 6 年 5 月 2 7 日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 5 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市中沢一丁目2番13-201号 ピュアハウス 大西 将登、大西 安純	草津市新堂町字北中小路159番9	167.04㎡	R6.5.27	1756

（令和 6 年 5 月 2 7 日掲示済み）

公 告

差押財産の公売について

差押財産を公売するので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）においてその例によることとされる国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条第 1 項および第 9 9 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

1 公売実施方法

インターネット上の K S I 官公庁オークションで

せり売り形式による。

2 公売実施期間

令和 6 年 6 月 2 4 日 1 3 時 0 0 分から令和 6 年 6 月 2 6 日 2 3 時 0 0 分まで

3 公売参加申込期間

令和 6 年 5 月 3 1 日 1 3 時 0 0 分から令和 6 年 6 月 1 7 日 2 3 時 0 0 分まで

4 参加申込方法

インターネット上の K S I 官公庁オークション専用ページから申込可能

5 公売財産

別紙参照

※詳細については、令和 6 年 5 月 3 1 日 1 3 時以降にインターネット上の K S I 官公庁オークションの専用ページで閲覧できます。

6 売却決定日時 令和 6 年 6 月 2 7 日 1 0 時
0 0 分

7 買受代金納付期限 令和 6 年 7 月 4 日 1 4 時
3 0 分

8 その他

- ・参加申込時には、クレジットカードによる公売保証金の納付が必要となります。
- ・公売への参加や公売財産の買受人および権利移転については、一定の制限がありますので、詳細については草津市インターネット公売ガイドラインを御確認ください。なお、当ガイドラインについては、草津市ホームページおよび、令和 6 年 5 月 3 1 日 1 3 時以降に K S I 官公庁オークションで確認できます。
- ・インターネット上の公売システムに不具合が生じた場合や、差押徴収金が納付された場合に、市は公売を中止することがあります。
- ・公売財産の引渡しは、買受代金の納付時の現況有姿で行います。
- ・公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- ・公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定日の前日までに申し出てください。
- ・公売財産に隠れた瑕疵があっても所有者や市は責任を負いません。
- ・その他、御不明な点がございましたら、草津市納税課納税係（市役所 1 階 1 1 番窓口、電話番号 0 7 7 - 5 6 1 - 6 5 4 1）にお問い合わせください。

【別紙】

種別	物件名	整理番号	数量	最低見 積価格	公売 保証金	所在
ゴルフ用 グローブ	【G/FORE】 ゴ ル フ 用 グ ロー ブ	草津 0 6 - 6 2 4 - 1	1	1,700円	170円	草 津 市 役 所
ゴルフ用 グローブ	【HIRZL】 ゴ ル フ 用 グ ロー ブ	草津 0 6 - 6 2 4 - 2	1	1,400円	140円	草 津 市 役 所

ゴルフ用 グローブ	【イオンス ポ ー ツ】 ゴ ル フ 用 グ ロー ブ	草津 0 6 - 6 2 4 - 3	1	400円	40円	草 津 市 役 所
ゴルフ用 グローブ	【FOOTJO Y】ゴ ル フ 用グローブ	草津 0 6 - 6 2 4 - 4	1	600円	60円	草 津 市 役 所

（令和 6 年 5 月 3 0 日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5 0 6 1 - 0 1 9
- (2) 工事名 ロクハ浄水場新館補助継電器盤取替工事
- (3) 工事場所 草津市追分南四丁目
- (4) 工事概要 補助継電器盤取替 5 面
中継端子盤設置 1 面
- (5) 工事期間 契約締結日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで

2 予定価格 1 3 3 , 1 8 3 , 0 0 0 円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津

市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 14 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市矢橋町 6 4 9 番地

株式会社西日本技術コンサルタント

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 13 年草津市告示第 189 号）に基づき、令和 6 年度において電気設備工事（電気工事）部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和 6 年度の格付において、電気設備工事（電気工事）部門の A ランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1 級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において 3 か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和 6 年 5 月 31 日午前 9 時から令和 6 年 7 月 2 日午後 5 時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和 6 年 5 月 31 日午前 9 時から令和 6 年 6 月 13 日午後 5 時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式 1 を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和 6 年 6 月 20 日午前 9 時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和 6 年 7 月 1 日午前 9 時から令和 6 年 7 月 2 日午後 5 時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第 4 条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式 2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 電気工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の 1 級電気工事施工管理技士であることを証明する 1 級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において 3 か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和6年7月3日
午前9時30分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

1.1 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

1.2 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1.3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

1.4 現場説明 無 入札参加希望者において
現地の状況を熟知しておくこと。

1.5 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を
締結しないときは、入札
金額の100分の5に相当
する金額を違約金として
徴収する。

1.6 前金払 可 草津市建設工事執行規則
（平成9年草津市規則第
13号）により行う。

1.7 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則
により行う。

1.8 部分払 可 草津市建設工事執行規則
により行う。

1.9 契約保証金 要 落札金額の10%以上の

契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

2.0 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2.1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和6年5月31日揭示済み）

公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧に
ついて

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律
第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、農業振興
地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準
用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、次に
より縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 変更した農業振興地域整備計画の名称

草津農業振興地域整備計画

2 縦覧場所

草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

（令和 6 年 5 月 3 1 日揭示済み）

公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年
法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により公益
財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地
中間管理機構）から令和 6 年 5 月 2 0 日付けで申請が
あった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知
事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平
成 1 8 年滋賀県条例第 7 1 号）第 2 条の規定に基づき、
認可公告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 縦覧の書類 農用地利用集積等促進計画

2 縦覧の期間 令和 6 年 5 月 3 1 日から

令和 6 年 6 月 3 0 日まで

3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和 6 年 5 月 3 1 日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 5 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市若竹町8番35号 有限会社 大昌 代表取締役 竹川 和貴	草津市西草津一丁目字上中ノ町 1423番1 外2筆	2,459.66㎡	R6.5.31	1757

(令和 6 年 5 月 3 1 日揭示済み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和 6 3 年草津市条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	利用開始の期日
新浜尺迦野第 四 児 童 遊 園	草津市新浜町字尺 迦野 4 3 9 番 7	令和 6 年 5 月 3 1 日

(令和 6 年 5 月 3 1 日揭示済み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和 6 3 年草津市条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	利用開始の期日
追分荒堀第六 児 童 遊 園	草津市追分南四丁 目字荒堀 6 7 7 番 5	令和 6 年 5 月 3 1 日

(令和 6 年 5 月 3 1 日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第 1 5 号

令和 6 年 6 月の定時登録において、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 4 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 7 日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

登録日

変更前 令和 6 年 6 月 1 日（土）

変更後 令和 6 年 6 月 3 日（月）

(令和 6 年 5 月 2 7 日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第 6 号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 31 日

草津市農業委員会

会長 中瀬 康夫

1 期 日 令和 6 年 6 月 10 日（月）

午後 1 時 30 分

2 場 所 草津市役所 4 階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について（報告）
- 4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
- 5) 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 7) 土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて

（令和 6 年 5 月 31 日掲示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第 17 号

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成 26 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 11 条第 4 号の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 16 日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1162 株式会社クサネン

	新	旧	異動年月日
代表者	花田 正	大道 薫	令和 6 年 4 月 1 日

（令和 6 年 5 月 16 日掲示済み）

草津市上下水道事業告示第 18 号

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成 26 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 11 条第 4 号の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 16 日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1073 株式会社奥村設備

	新	旧	異動年月日
代表者	坂本 浩治	奥村 増也	令和 6 年 4 月 1 日

（令和 6 年 5 月 16 日掲示済み）

草津市上下水道事業告示第 19 号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定 番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1346	K－S E L E C T 株式 会社	木俣 進也	近江八幡市 安土町上豊 浦 1 2 1 9 － 8	0 7 4 8 － 2 6 － 5 2 1 0

2 指定有効期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 1 1 年 5 月 3 1 日まで

(令和 6 年 6 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市上下水道事業告示第 2 0 号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成 2 6 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 1 1 条の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定下水道工事店

指定 番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1346	K－S E L E C T 株式 会社	木俣 進也	近江八幡市 安土町上豊 浦 1 2 1 9 － 8	0 7 4 8 － 2 6 － 5 2 1 0

2 指定有効期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 1 1 年 5 月 3 1 日まで

(令和 6 年 6 月 1 日 掲 示 済 み)